

鳥取市社会奉仕活動等補償制度 Q&A

◆登録手続きについて教えて！◆

Q1:社会奉仕活動登録票はいつまでに提出すればいいですか？

A:活動をされる前日までに提出してください。なお、一度登録していただくと活動の都度提出する必要はありません。

ただし、公共的活動^(注1)については行事ごとの提出が必要です。

Q2:名簿の提出は必要ですか？

A:当センターへの提出は必要ありません。しかし、活動者数を把握するために各自で名簿を管理して下さい。

ただし、公共的活動^(注1)については参加者名簿の提出が必要です。

Q3:登録内容に変更があった場合はどうすればいいですか？

A:所定の書式に変更内容を記入して、鳥取市ボランティア・市民活動センターまで提出してください。

Q4:今年から〇〇地区の自治会長になりました。補償制度に登録していると聞いているのですが、何か手続きは必要ですか？

A:自治会については「鳥取市自治連合会」一括で登録しているため、あなたの地区が連合会に所属している場合、手続きは必要ありません。

Q5:会のメンバーに入れ替えがあった場合、ボランティアセンターへ連絡は必要ですか？

A:メンバーが入れ替わっても、活動者数に増減がなければ連絡は必要ありません。ただし、人数の増減があった場合は所定の変更届を提出して下さい。

Q6:毎年、更新の手続きは必要ですか？

A:更新手続きは必要ありません。一度ご登録いただくと、登録削除のご連絡をいただくまで毎年自動更新されます。解散などにより奉仕活動をされなくなった場合は、鳥取市ボランティア・市民活動センターまでご連絡ください。

公共的活動^(注1)については毎年登録手続きが必要です。

(注1) 公共的活動とは、鳥取市及び鳥取市が定める団体が主催する行事のことを言います。

◆こんな活動は対象となる？◆

Q7:団体の活動として市外で活動する場合、この制度は適用されますか？

A:補償対象となる活動であり、鳥取市民がサービスを楽しむ場所であれば適用されます。ただし、日帰りの活動に限ります。

Q8:私は鳥取市外に住んでいます。活動は鳥取市内で行うのですが、補償制度の対象者となりますか？

A:鳥取市外にお住まいの方でも、活動場所が鳥取市内であれば対象となります。

Q9:ボランティアの交通費や食費が支給される活動は対象となりますか？

A:交通費や食費など実費の支給であれば対象となります。額の高低に関らず報酬が支払われる場合は対象となりません。

Q10:自主防災組織で地震発生後に処理作業を行った際の怪我等は対象となりますか？

A:危険度の高い活動は対象となりません。ただし、余震等の二次災害に起因するものではない事故や、活動場所の安全が確保されている場合には適用となる可能性があります。

Q11:町内会で行う、運動会や納涼祭などは対象となりますか？

A:親睦を目的とした行事については、無報酬で労力を提供する運営スタッフ(役員)の方のみ対象となります。参加者は対象となりません。

◆この事故は補償される？◆

【傷害事故】

Q12:傷害事故の補償対象となる怪我とはどのようなものですか？

A:補償の対象となる怪我は、「急激かつ偶然的な外来の事故」によって身体に被った傷害に限られます(骨折や切り傷など)。靴ずれ・しもやけ・日焼け・職業病などは前述の条件を満たさないため、対象となりません。

Q13:奉仕活動に向かう途中の怪我は対象となりますか？

A:自宅と活動場所の往復経路または活動に必要な場所への経路であれば対象となります。ただし、無関係な寄り道をした場合は対象外です。

Q14:活動者が活動中に起こした心臓発作および内臓疾患による入院(通院)後遺障害は対象となりますか?

A:脳疾患、疾病または心神喪失による後遺障害は対象となりません。事故の対象となるものは「急激かつ偶然な(外来の)事故」によって身体に被った傷害に限られます。

Q15:しゃんしゃん祭りを見学していたところ、他人に押され転倒し入院しました。補償制度の適用となりますか?

A:観客などの不特定多数の方については適用となりません。

Q16:食中毒は傷害事故の補償対象となりますか?

A:0-157 などの細菌性食中毒も対象となります。ウイルス性(ノロウイルスなど)や自然毒(毒きのこやふぐなど)による食中毒も対象となります。また、有毒ガスや有毒物質を偶然かつ一時的に吸入・吸収・摂取した時に生じる中毒症状も対象となります。

※食中毒による賠償事故の補償についてはQ20に明記。

Q17:熱中症は傷害事故の補償対象となりますか?

A:対象となります。

【賠償事故】

Q18:自動車で防犯パトロール中に人をはねて怪我をさせてしまいました。賠償事故の補償対象となりますか?

A:自動車による賠償事故は対象外です。この場合は、自賠責保険及び自動車保険の適応となります。なお、活動者自身が怪我をした場合は傷害事故による補償の対象となります。

Q19:団体の決めた集合場所へ自転車で行く途中、他人にぶつかり怪我をさせてしまいました。活動前ですが補償対象となりますか?

A:自宅と活動場所の往復経路または活動に必要な場所への経路であれば対象となります。ただし、無関係な寄り道をした場合は対象外です。

Q20:配食サービスのボランティアをしています。食中毒が発生したら賠償事故の補償対象となりますか?

A:食材が悪かったためではなく、調理中あるいは運搬中に原因があった場合は対象となります。

※食中毒による傷害事故の補償についてはQ16に明記。